



ハス

税理士法人 越智会計事務所  
越智会計ニユース

編集発行人  
代表社員・税理士  
越智通秀

松山本社 〒790-0003  
松山市三番町4-8-5  
(第7越智会計ビル)  
TEL 089(946)2000代  
今治支店 〒794-0043  
今治市南宝来町1-4-13  
(第8越智会計ビル)  
TEL 0898(32)2243代  
東京支店 〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-21-6  
TEL 03(3470)0493代

7月

(文月) JULY

15日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

ワンポイント 自動ダイレクト

令和6年4月から開始された、ダイレクト納付をより便利に利用できる新機能。e-Taxで申告等データを送信する際、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日に口座引落としによる納税が行えます。事前にダイレクト納付の利用手続きを行い、法定納期限内に申告手続をする場合に利用可能です。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付  
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出・  
(全期・1期分)の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月16日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

一定額減税の実施に伴い期限が変更されますー  
所得税予定納税額の減額承認申請 7月31日  
所得税予定納税額第1期分の納付  
7月1日~9月30日

# 令和6年度税制改正 賃上げ促進税制 の見直し



企業や事業者が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税または所得税から税額控除できる「賃上げ促進税制」が、令和6年4月から大きく見直されました。

## 賃上げ促進税制の概要

改正前の賃上げ促進税制は、国内雇用者に支給した給与などの額（以下、雇用者給与等支給額）が、前年度と比べて増加した場合に、その一定割合を法人税額または事業所得に係る所得税額（以下、法人税額等）から控除する制度です。控除される税額は、通常は増加額の15%で

すが、一定の要件を満たすと、控除率が上乘せされます。

従来の制度は、全企業向けと中小企業向けに区分されていました。中小企業向けの場合、雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加した場合に、増加額の15%を法人税額等から控除することができます。さらに、雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加した場合には、控除率が15%上乘せされて、増加額の30%を法人税額等から控除することができます。また、教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加している場合には、控除率が10%上乘せされます。

## 雇用者給与等支給額

この制度における「給与等」は、給料や賃金・賞与などの性質を有するものを指します。従って、所得税法の規定で非課税とされる通勤手当等についても「給与等」に含まれます。ただし、合理的な方法で継続的に非課税とされる通勤手当等の額を含めずに国内雇用者に対する給与等支給額の計算をすることも認め

られます。

国内雇用者は、法人または個人事業主が作成した賃金台帳に記載された者を指しますので、パートやアルバイト、日雇い労働者も含まれます。ただし、使用人兼務役員を含む役員と役員の特権関係者、個人事業主の特権関係者は含まれません。

## 賃上げ促進税制の強化

令和6年度の税制改正で、全企業向けと中小企業向けとの間に「中堅企業向け」という区分が設けられ、全企業向けと中堅企業向けは増加額の最大35%、中小企業向けは増加額の最大45%の税額控除を受けられるようになりました（表参照）。

### (1) 賃上げ要件と基本控除率

全企業向けでは、継続雇用者の給与等支給額の増加率が3%以上から7%以上の区分に応じて、全雇用者の給与等支給額の増加額の10%、25%の税額控除を適用することができます。

今回の改正で新設された中堅企業向けは、青色申告書を提出する従業員数2千人以下の企業または個人事業主で一定の者が

対象です。

中堅企業向けでは、継続雇用者の給与等支給額の増加率が3%以上の場合は全雇用者の給与等支給額の増加額の10%、増加率が4%以上の場合は25%の税額控除を適用することができます。ここで継続雇用者とは、前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者で、一定の要件を満たした者をいいます。

中小企業向けでは、賃上げ要件と基本控除率に変更はありません。

### (2) その他の上乘せ措置

全企業向け・中堅企業向け・中小企業向けそれぞれで、教育訓練費が前年度より一定の割合以上増加した場合には、税額控除率の上乗せがあります。この増加割合の要件が、中小企業向けでは5%以上に引き下げられるなど緩和されました。

また、子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）を受けた場合や、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業として厚生労働大臣の

認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）を受けた場合にも、税額控除率が上乘せされることになりました。

(3) 繰越控除  
賃上げ促進税制は、法人税額等の20%が、控除の上限額になります。そのため、例えば赤字で法人税額が0円だった場合は、給与の増加率が要件を満たしていても、税額控除を適用することができませんでした。

今回の改正で、中小企業者等については、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額を5年間にわたって繰り越すことが可能になりました。繰越控除は、繰越控除をする事業年度において全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用することができます。また繰越控除を適用する事業年度の法人税額等の20%が、控除の限度額になります（図参照）。

(4) 適用開始日  
これらの改正は、令和6年4月1日以後に開始する事業年度（個人事業主については令和7年分）から適用になります。

表 控除率の新旧比較

区分	増加率の判定対象	令和6年3月31日開始事業年度まで				令和6年4月1日開始事業年度以後				
		賃上げ要件	基本控除率	教育訓練費	合計控除率	賃上げ要件	基本控除率	教育訓練費	くるみんえるぼし	合計控除率
全企業向け	継続雇用者給与等支給額	+3%以上	15%	+5%	20%	+3%以上	10%	+5%	+5%	20%
		+4%以上	15%			25%				
		+5%以上	20%			30%				
		+7%以上	25%			35%				
中堅企業向け		+4%以上	25%		30%	+3%以上	10%	+5%	+5%	20%
		+4%以上			35%	+4%以上	25%			35%
中小企業向け	全雇用者給与等支給額	+1.5%以上	15%	+10%	25%	+1.5%以上	15%	+10%	+5%	30%
		+2.5%以上	30%			+2.5%以上	30%			45%

※教育訓練費は、次のように要件が緩和されました。

全企業向け	+20% → +10%
中堅企業向け	
中小企業向け	+10% → +5%

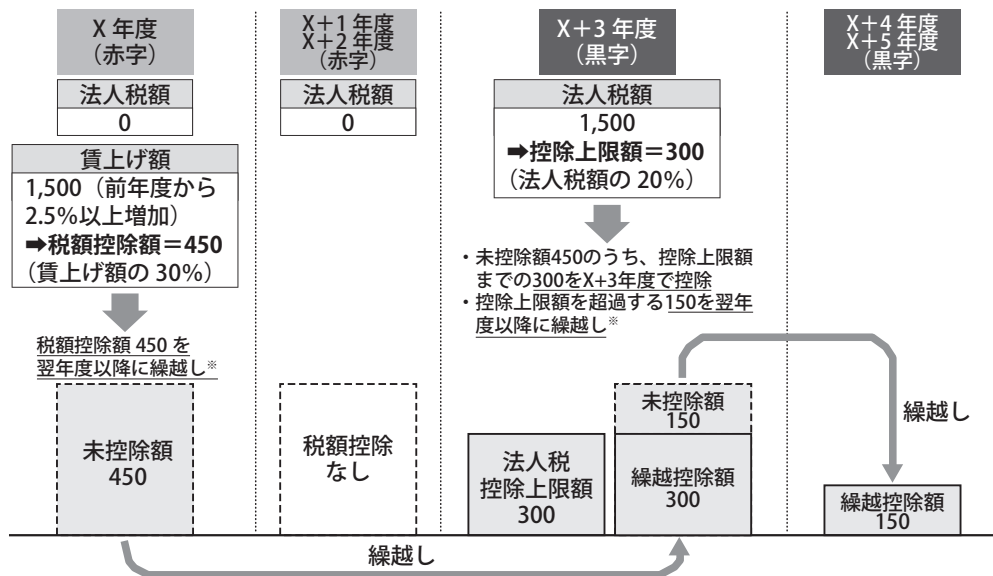
※くるみん・えるぼしの要件は、次の通りです。

全企業向け	プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定
中堅企業向け	プラチナくるみん認定又はえるぼし三段階目以上認定
中小企業向け	くるみん認定又はえるぼし二段階目以上認定

※中小企業は、全企業向けや中堅企業向けを選択することもできます。

図 繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



※繰越控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している必要があります。

中小企業庁資料より

## 外形標準課税の見直し

資本金が1億円を超える普通法人には、法人事業税のうち収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額）と単年度損益の合計額を課税標準とする付加価値割と、資本金等の額を課税標準とする資本割からなる外形標準課税が課されます。外形標準課税は、法人が事業規模に応じて広く薄く負担するもので、税負担の公平性の確保や応益課税としての事業税の性格の明確化などの観点から、平成16年度より導入された制度です。

外形標準課税については、資本金を1億円以下に減資することなどにより、対象となる法人が、導入時に比べて約3分の2まで減少しています。中には、ただ単に資本金を資本剰余金へ振り替える減資を行っている事例や、組織再編などの際に子会社の資本金を1億円以下に設定することにより、外形標準課税の対象範囲を実質的に縮小す

る事例も生じています。

そこで令和6年度税制改正では、外形標準課税の対象法人について、現行の資本金1億円超の基準を維持したうえで、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とすることになりました。この規定は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。なお、公布日である令和6年3月30日前に駆け込みで減資を行った場合でも、要件を満たすときは外形標準課税の対象とする措置が講じられます。

また、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものも、外形標準課税の対象とすることになりました。この規定は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

## 一括償却資産を売却した場合

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないで事業年度ごとに、その全部または一部を一括したもの（一括償却資産）の取得価額の合計額を3分の1ずつ3年間で損金の額に算入することができます。

※ 一定のリース資産や少額な減価償却資産、令和4年4月1日以後に取得したもので貸付け（主要な業務以外）の用に供したものなどを除きます。

一括償却資産を選択した場合、その後の事業年度においてその資産を売却したり除却したりといった事実が生じてても、每期3分の1ずつ損金の額に算入することは継続しなければならないことになっています。そのため、例えば未償却残高がある一括償却資産を売却したとしても、売却額と未償却残高との差額を売却益や売却損として計上することは認められませんので、適用に当たっては注意が必要です。

### 寄附金の未払計上

法人が寄附金を支出した場合、原則として一定額を超える部分の金額は、損金の額に算入されないことになっています。寄附金については、法人の経理処理にかかわらず、現実に金銭などにより支払いが行われた事業年度で、損金算入限度額の計算を行います。従って、寄附金を未払計上しても、税務上は実際に支払いがされるまで、寄

附金の支出はなかったものとされます。また、寄附金を手形で支出した場合も、手形を振り出した日ではなく、手形の決済が行われた日の属する事業年度で、損金算入限度額の計算を行います。逆に、支払った寄附金について仮払金などとして経理を行った場合には、支払った事業年度に支出したものととして、損金算入限度額の計算を行います。